

○総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年六月二十一日法律第五十三号）抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第二条、第三条、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二及び三 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第七条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第三十一条第十三項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び」を削る。